

議 第 170 号

平成30年6月4日提出

熊本市手数料条例の一部改正について

熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第44号の次に次の1号を加える。

(44)の2 介護保険法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の
調査 1件につき 18,000円

第2条第2項中「民間端末機」を「証明書等自動交付機」に改め、「接続された」の
次に「市又は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第65号）の施行に伴い、本市が行うこととなる介護サービス情報の調査事務に係る手数料を新設するとともに、個人番号カードを利用して証明書等の交付を行う端末装置を市の施設に設置することに伴う規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。